

発議第2号

浦安市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び浦安市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和7年2月21日

浦安市議会議長 小林章宏様

提案理由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に対応するとともに、所要の規定の整備のため、改正を行うものである。

提 出 者

浦 安 市 議 会 議 員

柳 毅 一 郎

賛 成 者

浦 安 市 議 会 議 員

広 瀬 明 子

〃

吉 村 啓 治

〃

末 益 隆 志

〃

岡 本 善 徳

〃

川 野 辺 則 章

〃

美 勢 麻 里

〃

水 野 実

〃

中 村 理 香 子

〃

上 野 賢 一

〃

橋 爪 雄 輔

〃

一 瀬 健 二

〃

深 津 徳 則

〃

宝 新

〃

毎 田 潤 子

〃

西 川 嘉 純

〃

工 藤 由 紀 子

〃

斉 藤 哲

〃

広 田 尚 大

〃

田 村 李 瑠

浦安市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

浦安市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下「情報公開条例」という。」を削り、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項の表以外の部分中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第1項第1号の項右欄中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項各号列記以外の部分本文中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項各号列記以外の部分ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。